

確定申告・市県民税申告について

令和7年分の収入に対する確定申告および市県民税申告が始まります。

申告が必要な人は、この期間に申告してください。

山鹿税務署

市役所税務課市民税係

（44）2181

（43）1120

●申告に必要な書類など

申告する人全員が必要なもの

必要なもの	備 考
マイナンバーが分かるもの	マイナンバーカード、通知カードまたは個人番号通知書(記載内容に変更がないもの)など ※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者の分も必要です。
本人確認ができるもの	マイナンバーカード、運転免許証、旅券(パスポート)など

下表に該当する場合、必要になるもの（一部の例です。申告内容によっては、他に書類が必要となります。）

どんな場合	必要なもの
給与、公的年金、報酬などの所得がある人	源泉徴収票または支払調書の原本など
事業所得、雑所得、不動産所得がある人	収支内訳書や領収書など(収支内訳書は事前に作成してください)
医療費控除がある人	医療費控除の明細書や医療費通知、領収書など(医療費控除の明細書は事前に作成してください)
社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除がある人	支払証明書の原本

※市役所会場では、マイナポータル連携での医療費控除などの自動入力はできません。

※事業所得と業務に係る雑所得の区分について、判断基準が明確化されました。

詳しくは、山鹿市ホームページ「申告における事業所得と業務に係る雑所得の判断について」をご覧ください。

●申告日程・会場

下記の日程で行いますので、会場および必要な書類を確認のうえ、お越しください。

各会場・地区の初日や各日午前中が混雑します。混雑状況によっては、午後または別日を案内する場合があります。

所得税の還付申告（市役所の受付日程）

給与所得、年金所得のみの人で

- ・年の途中で退職し、源泉徴収税を納め過ぎている人
 - ・年末調整が済んでいて、各種所得控除や税額控除を追加する人
- 受付日時 2月5日(木)～12日(木)（土・日・祝日を除く）
午前9時～11時／午後1時～4時
- 会場 山鹿市役所4階 401会議室

確定申告（山鹿税務署の受付日程）

青色申告、または以下の所得や控除に該当がある人

- ・住宅借入金等特別控除（初年度）、雑損控除
 - ・土地建物などの譲渡所得、上場株式などの配当所得、株式などの譲渡所得、先物取引の雑所得、山林所得
- 受付日時 2月16日(月)～3月16日(月)（土・日・祝日を除く）
午前9時～午後4時（ただし、入場整理券配布終了まで）
- 会場 山鹿税務署（山鹿合同庁舎3階会議室）
- ※6ページの「山鹿税務署からのお知らせ」もご覧ください。

市役所と各市民センターの受付日程表

- 受付時間 午前8時半～11時／午後1時～4時 ※内容によっては、山鹿税務署へ案内する場合があります。

- 備考 都合が悪い場合や当日に体調不良の症状がある人は、最寄り会場の別の受付日にお越しください。

月 日	対象地区	会場
2/16(月)	山内地区	鹿央市民センター 2階 文化ホール 山鹿市役所 4階 401会議室
2/17(火)、18(水)	米野岳地区	
2/19(木)、20(金)	千田地区	
2/24(火)	川辺地区	
2/25(水)	平小城地区	
2/26(木)	三岳地区	
2/27(金)、3/2(月)	三玉地区	
3/3(火)、4(水)	八幡地区	
3/5(木)	米田地区	
3/6(金)、9(月)、10(火)	大道地区	
3/11(水)～13(金)	山鹿地区	

月 日	対象地区	会場
2/16(月)	岳間地区	鹿北市民センター 2階 生涯学習室 菊鹿市民センター 1階 相談室 鹿本市民センター 2階 大会議室
2/17(火)、18(水)	岩野地区	
2/19(木)、20(金)	広見地区	
2/24(火)、25(水)	内田地区	
2/26(木)、27(金)	城北地区	
3/2(月)～4(水)	六郷地区	
3/5(木)、6(金)、9(月)	来民地区	
3/10(火)、11(水)	稻田地区	
3/12(木)、13(金)	中富地区	

※予備日：3/16(月)（山鹿市役所、鹿本市民センター）